

母子家庭・父子家庭自立支援教育訓練給付金のご案内

就職や転職に向けて就労に役立つ技能を身につけるために、厚生労働省指定講座を受講した場合に、**修了後に受講費用の一部**を支給します。

※受講前に**事前相談**と**対象講座指定申請**が必要です。

対象となる方

- 成田市にお住まいの方で**受講前の対象講座指定申請時**及び**受講後の訓練給付金支給申請時**で次のすべての要件を満たしている方
- ① 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父等
 - ② 自立に向けた計画を策定すること（事前相談において策定します）
 - ③ 就業経験、技能及び資格の取得状況から判断して、講座を受講することが就職のために必要であると認められること
 - ④ 過去に本給付金を受給していないこと（成田市以外での受給も含む）

対象講座

厚生労働省が指定した雇用保険制度の「**一般教育訓練講座**」「**特定一般教育訓練講座**」「**専門実践教育訓練講座**」の3種類があります。具体的な講座は教育訓練給付制度【検索システム】で検索できます。

【検索先】 <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



対象となる受講費用

入学料又は登録料、受講料、教科書代及び教材費（受講に当たって必ずしも必要としない補助教材費を除く。）

支給額など

①雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができない方

原則、対象となる受講費用の60%（一定の要件を満たす方は85%）を支給します。

講座種類	支給割合	上限額	下限額	申請期限
一般教育訓練	60%	20万円	12千円	修了日から起算して30日以内
特定一般教育訓練	60%	20万円		
専門実践教育訓練	60%	160万円（※2）		
専門実践教育訓練（※1）	85%	240万円（※3）		資格取得かつ就職してから30日以内

※1 受講が修了した翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得かつ就職等した方（修了時点で就職等している方を含む）

※2 40万円×就業年数（最大4年）：最大160万円

※3 60万円×就業年数（最大4年）：最大240万円

②雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方

①に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。**差し引いた額が12千円以下の場合対象外**です。なお、雇用保険制度から専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、**ハローワークでの給付金支給額が確定した日から30日以内**に申請してください。